四、むすびにかえて二、寺荘の負担二、寺荘の食担

明

代

南

京の

寺

在について

特に寺荘の税役負担を中心として――

、はじめに

わばその続編として、国家(明朝廷)と地主(寺院)とのと耕作者(佃戸)との関係を 中心に考察した。 本稿はい編所収。以下前稿と略称)のなかで、主として地主(寺院)会」東洋史学論集第七東京教育大学研究室中国思想宗教史研究会会」東洋史学論集第七東京教育大学研究室中国思想宗教史研究会会」東洋東京教育大学研究室中国思想宗教史研究会会「中国の宗教と社工・の、出稿「明代の寺荘については、拙稿「明代の寺荘につい

からの考察によって、はじめて明代南京寺荘の全貌が明関係を中心に、若干の考察を試みたい。この二つの視点

てきてると思うてるからである。

石

H

徳

行

した特異性に加えて、さらに「民田全免、官田徴半」と が南直隷に集中しており、従って、官田の果す役割は、 が南直隷に集中しており、従って、官田の果す役割は、 が南直隷に集中しており、従って、官田の果す役割は、 他の地域に比して一層重要であると考えられる。 他の地域に比して一層重要であると考えられる。

初洪武十八年(1385)。 恩詔諭応天五府州、 為興王之「天下郡国利病書」巻十四江南二応天府、田賦の条にていた。

其後民田、宣徳之間、有馬草之派、成化間、有勧米之という理由で、民田も国初の大原則を破って課税されるという理由で、民田も国初の大原則を破って課税されるとあるように、この原則は応天府を中心に明初から行なとあるように、この原則は応天府を中心に明初から行な地、民産免租、官産減租之半。

しかし芯尺など丘舟の度大な兇量は、且目制度のもとうになったことが知られる。と見えるように、やがて官田と同じ税則を課せられるよ

嘉靖之間、

有四升之科、

今且与官田一

則矣。

たのである。
に、その大半が 官田を通じて。徴収されていたと 考えらに、 その大半が 官田を通じて。徴収されていたと 考えらいかし応天など五府の莫大な税糧は、里甲制度のもと

寺荘は 七〇〇頃以上に及び、そのうち霊谷、天界、報「金陵梵刹志」(以下「梵刹志」と略称)に記された南京のもとにおかれていたのであろうか。明末の人葛寅亮の南京寺荘は、税役負担という点に関して、いかなる方針南京寺荘は、税役負担という点に関して、いかなる方針

を中心に考察をすすめていくことにする。ていると考えてさしつかえなく、本稿ではこの三大寺荘%を占めている。従って三大寺荘は南京全寺荘を代表し恩三大寺のそれはほぼ五七○頃で、南京全寺荘の約八○

る。このうちで間野氏は は、清水泰次、間野潜竜両氏の研究をあげることができは、清水泰次、間野潜竜両氏の研究をあげることができ稿にもふれたが、税役負担について考察したものとして明代の寺荘に関する従来の研究については、すでに前

についても、いま少し具体的に論証する必要がある。困難であり、本稿が明らかにせんとする南京寺荘の場合原則だけによっては、地域の具体性を明確にすることはとかなり詳細に述べられているが、こうしたいわば一般

政策とによって、次第に変化していく過程にまで論及し荘が官僚、富豪あるいは佃戸などの干渉と、朝廷の限田以下、南京寺荘の税役負担を中心に考察し、さらに寺

領家への年貢であると思い。中略以上の文句は寺観の事

たい

ち官田二一万七〇三六頃、民田五九万三一四五頃である。畝敷によれば、南直隸の全田土面積は八一万一八二頃、う註①たとえば「正徳大明会典」弘治十五年(1502)の地方別田

③「康熙金壇県志」巻三田賦の条に

額。 議、民田地毎畝御米一升二合。 中略抵補官糧加耗、遂為定蔵化十六年(1480)巡撫尚書王恕、 以官田秋糧耗、 重建

と見える。

③とのことについては、森正夫氏「十六世紀太湖周辺における官田制度の改革」上・下(東洋史研究二十一の四、五)

③(東洋史研究十二の一)。 竜氏「明代における三教思想―特に林兆恩を中心として― 「東洋を次氏「明代の寺田」(東亜経済研究八の四)、間野潜

は、皇荘をはじめとする官荘から、寺 ・ このうち清水泰次氏は、皇荘をはじめとする官荘から、寺 ・ このうち清水泰次氏は、皇荘をはじめとする官荘から、寺 ・ このうち清水泰次氏は、皇荘をはじめとする官荘から、寺 ・ このうち清水泰次氏は、皇荘をはじめとする官荘から、寺 ・ このうち清水泰次氏は、皇荘をはじめとする官荘から、寺 ・ このうち清水泰次氏は、皇荘をはじめとする官荘から、寺 ・ このうち清水泰次氏は、皇荘をはじめとする官荘から、寺

杯ではないように思われるが、暗黙の間に了解しても良

従って、 本稿が迫ろうとする 問題に 直接参考には ならな

二、寺荘の負担

歌賜田地、税糧全免、常住田地、雖有税糧、仍免雑にも 見られたようで、たとえば「欽録集」(「梵刹志」巻にも 見られたようで、たとえば「欽録集」(「梵刹志」巻にも 見られたようで、たとえば「欽録集」(「梵刹志」巻にも 見られたようで、たとえば「欽録集」(「梵刹志」巻にを徴収されていたが、そのなかにあって南京の寺荘は、明代初期、税役ともに免除されるという恩恵を蒙ってい明代初期、税役ともに免除されるという恩恵を蒙ってい明代初期、税役ともに免除されるというという。

とあり、「永楽実録」巻十二下洪武三十五年 (1402) 九

派、僧人不許充当差役。

月乙巳の条に

從臣所言、行之。 常住田悉帰官、以給無田之民、僧道悉免其賦役、当時言、天下僧道、毎人止令畜五畝、無田者官給之、余有大理寺 少卿虞謙自陳、 建文時、 臣為杭州知府、 嘗建

これを南京の寺荘について見ると、「欽録集」洪武十とあることによって知られる。

糧丼差役、倶都免他。欽此。 選丼差役、倶都免他。欽此。 無武十五年、奉聖旨、天界寺免他歳収参千石内、該納五年、 (1382) 洪武二十五年の条にそれぞれ

1607、葛寅亮)には「梵刹志」巻十六天界寺、八大寺定租碑(万暦三十五年、「梵刹志」巻十六天界寺、八大寺定租碑(万暦三十五年、年間、税役ともに免除されていたことが知られる。また

役免除の恩恵を蒙っていたことを記している。とあり、葛寅亮は八大寺(三大寺と五次大寺)がすべて税とあり、葛寅亮は八大寺(三大寺と五次大寺)がすべて税略僧田、近五百頃。蘆洲亦幾其半、計斗受租、秋五之諧霊谷、天界、報恩、雞鳴、能仁、棲霞諸刹、共賜有若霊谷、天界、報恩、雞鳴、能仁、棲霞諸刹、共賜有

加、嘉靖年間には四升之科をそれぞれ課せられ、やがて失われていくのである。応天等の五府は、前述のように失われていくのである。応天等の五府は、前述のように失われていくのである。応天等の五府は、前述のように大のれていくのである。応天等の五府は、前述のように大のかしながらこの税役免除の恩恵は、中期以降次第にしかしながらこの税役免除の恩恵は、中期以降次第に

なければならない。 担していた地域が、宣徳、成化のころからその負担が次担していた地域が、宣徳、成化のころからその負担が次という税糧徴収率が一般的になったという事実に注意しという税糧徴収率が一般的になったという事実に注意しという税糧を負官田と一則で課税されている。従来官田のみが税糧を負官田と一則で課税されている。従来官田のみが税糧を負

「梵刹志」巻五十各寺租額条例、官粮の条にを辿って税糧負担の義務を負わされていくのである。こうした状況のなかで、明初以来、税役免除の恩恵をこうした状況のなかで、明初以来、税役免除の恩恵を

らに上元県に分布している南京寺荘の場合について見るとあることによってその大要を知ることができるが、さ出者、亦止有正課而無襍派。 出る、亦止有正課而無襍派。 国初原 奉旨欽免、弘治年間、巧立勧借名色、科米弐

遂為定額 丈多田地, 坐落上元県、 照得、霊谷、 偶因蘇松水災、 陸続陞科。 天界、 国初奉旨、 每畝勧借米弐升。 報恩、 今僅免雜泛差徭、 田粮幷差役俱免。 棲霞等寺、 隆慶年間 俱有欽賜田 而日前加派 至成化年 地

僧録司徴觧文巻」(万曆三十四年、

1606)

17

「梵刹志」巻五十各寺租額条例「本司行上元県議定

とある。従って上元県においても成化、弘治のころから

て調査を依頼した。

その結果、

勧借の則例に 照して毎

丈量の際、

賜田を民田と間違えられたため、

勧米二升を 課せられ常税となった。

隆慶四年 (1570) の 弘治年

寺僧は改め

上元県に賜田一三頃があったが、

(605)

至るまで納めている。

ただ種々の雑税、

徭役

だけは免除されていた。一方棲霞寺荘の場合は洪武二十

できる。 れていたことが知られ、 地ということでさらに加税されたが、雑徭だけは免除さ 勧借の名目で米二升を課せられ、 ほぼ同様の傾向を見出すことが 隆慶年間には丈多の 田

次に各寺荘について、こうした過程をいま少し

細

五升を加税され、 田のうちの荒田を熟田と丈量され、さらに二六八石六斗 九斗七升、 役免除の恩恵を蒙っていたが、弘治年間、 見ることにする。まず霊谷寺荘の場合は、 一年(1593)、 寺僧の不満が絶えなかったという。 米九七石、条編銀八八両余りを 課せら わずかに差役だけは免除されていた。隆慶年間 嘉靖年間、米二〇五石九斗七升をそれぞれ出 寺僧はその負担に苦しんだ。万暦二十 洪武年 勧借米八五石 間 税

米一升を出し常例としなかったが、 恩恵を蒙っていたが、成化年間、 天界寺荘の場合は、 洪武年間、霊谷寺同様税役免除の 蘇松の水災を理由に勧 いま (万曆三十三年

> それを記すと次の通りである。 寺荘の場合におけるやや詳細な勧借米則 役だけは にも課せられはじめた臨時の税であるが、 弘治のころから、 田 米二升、地、 本来全免の恩恵を蒙っていた民田 米一升、 ととにいう 勧借の 米三合を課し、 例があるので、 則 隆慶四年霊谷 例とは、

化

畝

毎畝 勧米二升

毎畝 勧米一升

荒地 荒田 H 毎畝 荒白米四升 荒白米七升七勺六 勧米五合

丈多地 丈多田 毎畝 毎畝 勧米二升 勧米四升

いたことが知られる。ただ南京寺荘全体が一様にこのよ米を課せられるようになったが、差役だけは免除されて 三ケ所、 合である。 な不均等性が認められる。 うな過程を辿っ たのは一一ケ所のうち四ケ所、 以上の諸例によって、南京寺荘は成化、 洪武以来蒙ってきた税役免除の恩恵が失われ、 報恩寺荘は二ケ所のうち一ケ所というような具 この著しい不均等性は、 たわけではなく、各寺荘ともかなり顕著 たとえば霊谷寺荘で課税され 天界寺荘は六ケ所のうち 地味の肥瘠 は免除されて 弘治のころか に原因

丙午、三十四年)に 地味肥沃であるという理由によって、 ることもあったようで、たとえば天界寺高淳荘は、 して多額の税糧を徴収されたのである。 十各寺 租額条例 「高淳県奉本部 定租勒碑文」(万曆歳在 他の天界寺荘に比 「梵刹志」巻五

めているのである。 従来免税の恩恵を蒙っていたが、 斗五升の租米を徴収したほどの肥沃な田をもっており、 とあるように、天界寺高淳荘は、 柒斗伍升、奉旨免税、今税加租減、 本寺賜田、 賜田としての恩恵は完全に失われて民田と同様に扱 同じ天界寺荘である溧陽荘には課税されないとい 坐落高淳県相国圩者、 南京寺荘では最高の七 成化年間から課税 此寺僧不免曉々。

12 南においても淅江、 めて限定された場合についていえることであり、 おかれていたのであり、 明初以来のこうした過程は、 概していえば、 南京寺荘よりはるかに苛酷な状況下 福建という地域では状況は全く異な たとえば「万暦興化府志」 勿論南京寺荘というきわ 同じ江 巻

按莆中寺観菴院、

載紹興志、

凡二百五十余、

尚三十七所、

今考寺存者僅十九、

観二而已、

其間

表によれば、

八寺 (三大寺と五次大寺)

所有の三二荘

税 税

所載弘治 れば、 だこうした事実から、南京寺荘が浙江、 糧を負担した寺荘の平均税糧額、 糧を負担した寺荘、 従って別表によって、明代万暦年間における南京の⑴ ろうか。 具体的にどれほどの税糧 対平均租額比などの概要を知ることができるのである。 三十二年、1604) 大寺荘について、 に比して、 それではこうした状況下におかれていた南京寺荘は、 以為祝聖道場之所可也。 浮粮之累、 報恩三大寺荘と雞鳴、能仁、棲霞、 当面の目的は達せられる。 これを 知る手がかりとして、 南京の霊谷、 (中略) 是宜官府稍加寬邺、 から、 「梵刹志」 巻五十各寺 租額条例 (2)各寺荘の平均租額、 末尾に掲げた 別表を 作成した。 (官粮) を負担していたのであ そして(4) 平均税糧額 米、

弘覚五次

が、本稿の目指す竜田トニューでその極限に達する害が最も著しかった福建地方に至ってその極限に達する害が最も著しかった福建地方に至ってその極限に達する と見えるように、あまりの苛酷さに編者は当局に対して 又奉軍門例、 又寺有而僧迯者半、仙邑尤甚、旧所載田糧頗殷、中略 かなり微温的状況下におかれていたことを知 充餉十分之六而以四分給僧香灯、 福建などの地域 庶幾少存一二、 且未免

次に南京寺荘が負担した税糧は、

どのような方法で徴

洪武十四年

(1381)

以来実施された里甲組織のもとに寺

の丁粮冊の規定に準拠して税糧徴収が行われたことは、

は、 額は、 霊谷寺十人洲、 糧 ならない。また平均税糧額の対平均租額比を見ると、 負担額においてもまた見られることに、 たところはわずかに霊谷寺靖東荘、弘覚寺蓮花等圩、 それにもかかわらず、寺荘間の著しい不均等性が、 ろよりは、 毫に 及んでいる。 一一ケ所は税糧として銀だけを負担している。平均税糧 銀の負担額は概して多くなっている。 静海寺施捨田地の四ケ所にとどまり、残りの 対租額 雞鳴寺接生子洲の二ヶ所を除いて、 そして米、

おかれ れて、 う点に関するかぎり、 は徴収しても税糧 ころは、当然のことながら、米、銀ともに負担したとこ 他荘に比して銀の負担額が少く、銀のみ負担したと のような別表にあらわれた数字から、 毎畝米四升七合から三升、銀六分九厘から四厘二 前述のように、 いたと判断しても、 (米) は負担していない。 (銀)比が五〇%以上のところは、 南京寺荘がかなり微温的状況下に 万暦年間ということをも考慮に入 さして誤りではないと思わ 銀ともに 負担したところ 注意しなければ 税糧負担 しかし とい 税糧 租米 税

とある。これによれば、寺僧の不正行為を防止するため

拘該県房書究責、

毋許叠增、

重違明旨

収され 負担すべき税糧は、 たか、ということについて考察する。 寺僧の不正行為によって彼らの私腹 されることが多かっ 元来寺荘

半数に相当する。そのうち、

税糧を銀、米ともに負担し

東

のうち、

税糧を負担したのは一五荘であり、

全体

のほ

禁じた文書のなかに 如有先期騒擾、 耗費伍分、 今查拠各県丁粮冊及由 (中略) 過期不完、 銀用夏租、 米壱石、 及額外加派者、 聴県衙申請、 限柒月初、 加耗費弐斗以外、 開載冊内、 米用冬租、 該司申部呈堂執弁、定 本司定行厳究。 過用毫厘、 たので、それを 毎銀壱両、 限拾月初、 (中略) 不准 仍加

があれば、 違うことのないようにしたのである。このように、 た期限より先きに、 申請を許し、 初めを限度とし、 13 かでも勝手に増額することを禁じ、 各県の丁粮冊の記載に照して、 米一石につき耗米二斗と定め、それ以外はたとえ僅 七月初めを限度とし、 直ちに召喚して厳重に調査し、 僧録司はその都度各寺に完納 期限をすぎても完納しない時は県衙 しかも定額以上に税糧を徴収する者 米は冬租(税)に用い、 銀一両につき耗銀五 銀は夏租 を促し 本来の趣旨に たっ 十月 に用 各県 ま 0

の研究に詳しい。
のもとに整然と管理されていたことは、すでに森正夫氏いたことを示している。一般に、江南の官田が里甲組織いたことを示している。一般に、江南の官田が里甲組織を通じて行われて上が管理されていたことを意味し、前稿にもふれたよう

正数、先於七月初、僧録司觧県、其綱司、水脚、学耗、霊谷、天界、棲霞三寺、賜田官粮、(中略)三寺折色条編定僧録司徴觧文巻」(万暦三十四年)のなかにまた「梵刹志」巻五十各寺租額条例「本司行上元県議

帰併、 三寺名目、 甲里長、 孤 靈谷甲内、 老等銀、候会計単到、 厳限起鮮外。又看得、 即為改正。(中略)等因奉此(中略)拘各該図里書并該 或将霊天棲、串名共為一戸、或将天界棲霞、 開具田粮数目、暫挠填入靈谷寺内垛、 仍候大造之年、 該県任択所便、 另報部。(中略) 及将本年条折正 三寺既 即為改正。 自今先註入丁粮冊、 一例觧納、 其編戸 名霊天棲 候大造 亦宜 改入

るとして、 とあるによれば、 この結果、 霞二寺を霊谷甲内に編入するか、 き出させ、 棲霞三寺を併せて一戸とするか、 該図、 このような方法で税糧を徴収しようとした。 一時霊谷甲内に編入し、十年に一度の賦役黄 上元県に田地を所有している霊谷、 該甲の里書、 里長をして田糧の数目を これは県当局にまか あるいは天界、 棲 せ

> らに一般化されていったと考えられる。 は、 うのである。 糧を一括徴収しようとしたのである。 に天界、 地を所有していた霊谷寺を一つの甲に編成し、 る税糧徴収形態が示されており、 冊編纂の時をまって全面的に改正することにした、 「大造之年」すなわち賦役黄冊の編纂に際して、 棲霞二寺を編入し、上元県における各寺荘の税 とこには、 明らかに里甲組織 上元県に最 このような 方法 のもとに も広大な田 その甲内 お

されていた事実を見出すことができる して、寺荘を一ケ所に集中させて一つの行政区画 ている。ここにも、 に不便であったので、近隣の田地と遠隔の寺荘とを交換 が嘉興府、 「僧図」をつくり、税糧徴収の便をはか 清朝の人、釈実月の 当事禁約、 杭州府、 藩司憲牌には、 寺荘の税糧が里甲組織のもとに徴収 蘇州府など各地に散在して税糧徴収 撰した 「武林理安寺志」 清朝康熙年間、 2 たことが見え 理安寺荘 である 巻四田

が、 るに、 荘が税糧を負担しなければならなくなった。 間 れ 以上、 には別表に示したように、 中期以降すなわち成化、 最初は勧借米二升を納めるだけであったが 洪武年間、 南京寺荘の税役負担について考察 賜田に与えられていた税役免除 八寺荘のうちほぼ半数の寺 弘治のころから次第 L たが、 かし 万暦年 77 の思恵 失わ

とある。

随経査得、

本寺前項田地、

始自洪武年間欽賜、

至成化年

て、税糧負担に関するかぎり、 だけは免除されていたのである。 と同じく、里甲組織を通じて徴収されていたのである。 かれていたと考えられる。そして税糧は他の官田の場合 から見ると、 南京寺荘は浙江、 かなり微温的状況下にお 福建などの 地域に比し また税糧額 の対租額比

註①森正夫氏の研究によると、十六世紀初頭である正徳期でろ 労働賦課との 急速な増大が 見られるという。 (前掲論文下 を画期として、江南一帯には官民等則の税糧徴収率と雑役

2 僧不無迯鼠告鳴 拾伍石玖斗柒升。於嘉靖年間、将草折米共弐百伍石玖斗柒 為陵寝香火(中略)後至弘治年間、因陝西荒旱、 靈谷寺僧性絃等、連名告称、洪武二年、蒙太祖高皇帝、 加派牒文」(万曆二十一年、1593) 「梵刹志」巻五十各寺租額条例「秦通判議靈谷寺田、 今蒙仍加官粮玖拾柒石、条編銀捌拾捌両肆銭肆分。蟻 加粮弐百陸拾捌石陸斗伍升。共無告弁至累、 差役俱無。 亦於隆慶肆年、 将原賜数内荒田、 71 勧借米捌 丈量報 寺廃僧 不宜 特

③「梵刹志」巻五十各寺租額条例「応天府査免上元県襍派帖 (万暦三十三年)に

> 間、 畝勧米壱升、不為常例、 因蘇杭弐州水災、蒙巡撫都爺王奏請、凡欽賜田地、 迄今不免。止納随田勧米、不当夫

馬雜泛外派差徭。

④「梵刹志」巻五十各寺租額条例「応天府査免棲霞寺襍派帖 壱畝科米壱升、山連毎畝科米参合、免其雑泛差役。 文」(万曆十七年、1589) 借米弐升、遂以為常弁納無異。隆慶肆年、 本寺 於洪武弐拾伍年、荷蒙太祖 欽賜香灯田地 壱拾参頃有 坐落上元県長癋郷地方。弘治年間、賑辺緊急、毎畝勧 (中略)断令仍照勧借則例、 里書遺失 欽賜字樣、 致将本寺賜田、 渥与民田壱則科 毎田壱畝科米弐升、 遇例丈量、(中

(5) 年間)による。 「梵刹志」巻五十各寺租額条例「霊谷寺派糧縁由」 (万曆

とある。

⑥「皇明世法録」巻三十九黄册、洪武二十四年(1391)正徳 帯管畸零 某僧某道、 応賦役(与里甲納糧当差、於戸下開写一戸、某寺院菴観· 菴観寺院、己給度牒、僧道有田粮者、編入黄冊、 六年(1511)「嘉靖実録」巻四百八十九、嘉靖三十九年 「大明会典」巻二十戸口二黄冊などに (1560) 十月戊戌そのほか「続文献通考」巻十六賦役考、 当幾年里長甲首)、無糧者 (無田糧者)、編入 同里甲供

() 内は「皇明世法録」による。

編入されて、その寺荘に対する徴税に応ずるという事実とのあって、いわゆる寺荘に関するものとは別個であると考えあって、いわゆる寺荘に関するものとは別個であると考えあって、いわゆる寺荘に関するものとは別個であると考えあって、いわゆる寺荘に関するものとは別個であると考えられる。これは上述の趣旨と一見矛盾するようという記事がある。これは上述の趣旨と一見矛盾するようという記事がある。これは上述の趣旨と一見矛盾するよう

祖文」(万暦三十三年)に①「梵刹志」巻五十各寺租額条例「本部移咨撫院行高淳県議対比して考えれば、一層明瞭である。

等、難以差別也。 等、難以差別也。 等、難以差別也。 等原不科而高淳県独科。即科税矣、是等賜田于民田、何以田、係欽既賜、奉旨免税、何以不奉旨而科税、又何以溧陽異。 成化年間、 每畝止勸米弐升、(中略) 該寺所有高淳県異。 成化年間、 每畝止勸米弐升、(中略) 該寺所有高淳県異、成化年間、 每畝止勸米弐升、(中略) 該寺所有高淳県

利病書」巻九十三漳州府の条に詳しい。

⑨別表を作成するにあたっては、おおよそ次のような方法に

(1)各寺荘の面積は田、地、山、塘、洲の合計である。

何「毎畝和米(銀)」の欄を向と同様の方法で算出しれ「毎畝百粮(米、銀)」の欄を向と同様の方法で算出しい「毎畝百粮(米、銀)」の欄を向と同様の方法で算出した平均百額である。

具称加二加三、以報循環、且又交不以時。那前繳後、動称今房書毎仮此需索、上下其手、而管事僧因以為利。凡交官から勧借米二升が課せられたということに続いてから勧告米二升が課せられたということに続いて

告債、 関係欺誑。

①森正夫「明初江南の官田について--蘇州・松江二府におけ

三、寺荘の変化

たいわゆる頑佃抗租という現象に原因の一つを求め得るがしばしば経営困難を訴えはじめるのは、前稿で指摘し得るのであるが、それにもかかわらず、中期以降、寺僧かぎり、かなり微温的状況下におかれていたことを確めかぎり、かなり微温的状況下におかれていたことを確め上述のように、南京寺荘は税役負担という点に関する

から(1) いる。 り根本的な原因を求め得るように思われる。すなわち南 という事実に 関連して、 層によって、度々侵占、 をはじめ富豪、 京寺荘は、 正月二十四日)のなかに 典売などの危険に脅かされていたということに しかしそれにもまして、官僚、 「梵刹志」巻三霊谷寺、 一方では悪質な寺僧によって、他方では頑佃 官僚さらには里長、粮長というような階 典売されるという被害を蒙って 寺荘が常に 内外 両面からの侵 本寺護勅(成化九年1473、 富豪などの寺荘承

原発 毋得出入作践、縦肆樵牧、 是特頒勅護持、凡官員軍民諸色人等、 徳黙(僧録司左覚義)奏言、 論之以法。 蘆場并贈僧田地、 敢有違者、 軽易褻瀆欺废、 本寺歲久被人作践攪擾 許本寺 住持指名奏 及不許侵占 自今以往、

壬辰、1592九月)のなかに とあり 同書巻四棲霞寺、 重建棲霞寺天王殿記」 (万暦

又詔賜贈僧田山壱千参百余畝、 自斉梁而来派伝、蓋千有余載、 成化之後、 日就湮没、 泊嘉靖之初、 視天界霊谷為比翼焉、 時維洪武載、 幾為墟矣。

錫嘉

名

禾失望、

吞占賜田事。

とあり、 葛寅亮、 其他中小刹亦有壇越所施。 さらに 同書巻十六天界寺、 万暦三十五年)には 今或有或没。 諸刹常住田碑小引 或增或損、 H

> 非僧人私業、 与籍多不相蒙而不可悉問矣。(中略) 然此皆常住所隷 質之點僧 檀越施所、 計為不朽者未幾、 而侵之豪 而

て侵占、 くの南京寺荘が、官僚あるいは軍、 とあることなどによって、 典売、 盗売されていたことが知られ 霊谷、棲霞両寺をはじ 民などの階層 によっ め、

にしたい。 って、中期以降、南京寺荘における変化の過程を明らか 以下、 こうした事実をより具体的に追求することによ

部清還能仁寺划場便界告示」(万暦三十三年)のなかに から考えてみよう。 来取租、 到。 能仁寺官住仁勛等巾称、本寺欽賜梅子洲捌百余畝 まず外部の勢力によって寺荘が侵占、 将圩埂、 肆月拾陸日、 (中略) 控缺数丈、 相伝 弐百余年。 「梵刹志」巻五十各寺租額条例「本 有地虎一起倚勢逼献、 故放江水入圩、 今拠作戸揚応節等報 典売された場合 夏麦尽渰、 糾党参拾余 自

とある。これによって能仁寺梅子洲八〇〇余畝は、二〇 よって吞占されたことが知られる。 破壊され、 〇年の伝統をもちながら、 夏麦秋禾ともに全滅し、 佃戸三十余人の集団に圩埂を 賜田は完全に彼らに

また南京にある霊応観所有の田地のように、 軍民ある

連阡陌、

科取重租、

甚者僧舎仏廬、幷為己有。

亦宜改

90

僧寺之業、田租本軽、多為官豪、違例典売、倚勢併田巻八十二嘉靖六年(1527)十一月甲午の条に他人に佃与することによって多くの利益を得、道士を大他人に佃与することによって多くの利益を得、道士を大いは官僚など多くの階層に承佃され、彼らはつぎつぎに

臣名目、 責治外、 韶張勛臣張霖等、 江寧県朱門郷参図地方、 府指揮同知張勛臣出名、 今被積棍張鏜張元詔等、 (中略) 今拠該科抄録黄冊壱本、 原籍合肥県人、 正与正徳拾年按院吴帖文相同。足見張鎭張元 合将黄冊発寺、 謀占前田。 原有欽賜田地山塘伍百余畝、 田土相連希図謀占買出、 抄録壱本、 有湖冊可查。伏乞移文取查。 令張 是実張元韶張霖等、 霖具禀内称、 到司查対、 併再給帖各寺、 並無張勛 始祖張徳 坐落 盧州

照為此帖。

黄冊を調査した結果、張勛臣の名義はなく、従って張鏜は窓相寺所有の田地山塘であったが)を奏上させたこと、49として、張一族の盧州府同知張勛臣の名義を出したこと、80そして張霖をして、わが祖先張徳勝には賜田地山と、600余畝が 江寧県朱門郷三図地方にあったことへ実設として、張一族の盧州府同知張勛臣の名義を出したこと、60その手が慈相寺の田地を占買しようと計画したこと、60その手が慈相寺の田地を占買しようと計画したこと、60その手が慈相寺の田地を占買しようと計画したこと、60年の手が慈和寺の田地を占買しようという。

れるのである。 れるのである。 なうに黄冊の抄録一本を各寺に給したこと、などが知ら 彼らを厳重に罰するとともに、今後かかる不祥事のない らの寺田謀占の計画が露呈したこと、そして最後に、(6)

れたことがあった。すなわち「梵刹志」巻五十二各寺公また里長、粮長などによっても、寺荘は侵占、典売さ

産条例に

則有窑墩卷

田之被占於里長李鶴等、

復告、

上元県昭

明

院田之被占於生員戎自華等。

常州府 武進県 懐徳郷粮長陸衡、 典了弥陁寺 田土参千十五年九月二十五日の条にはによって侵占されていたのである。一方「欽録集」洪武た上元県にある昭明院の田は、府州県学の学生戎自華らた上元県にある昭明院の田は里長李鶴らに侵占され、まとあるように、窑墩菴の田は里長李鶴らに侵占され、ま

とあり、 弥陁寺田土 三千畝は 粮長陸衡によっ畝、止還壱千畝。

7

四年)のなかには

四年)のなかには

の年)のなかには

の年)のなかには

の年)のなかには

の年)のなかには

の中)のなかには

の年)のなかには

肆乾没、 嘗短少、 惟是毎年為管事頭目、従中操権多方作幣。 而寺之得租也、 未嘗後期、 良可惜也。 而寺之得租也、 而寺之得租也、 糠粃。 短少。 以僧民之髓而為肆伍奸猾朋 後期。 民之納租也、 民之納租也、 故民之納租 未嘗糠 未

同巻「佃帖」の条にとあり、この間の事情を明瞭に物語っている。次に同書

即 経給帖、 又有本寺僧承佃者、以公産割為私業、 指名赴禀、 一例厳査、 私相交易、 定行重責枷号、 弗得姑縦。 即係盗売強占。 (中略) 追田還寺。 方准承佃、 管庄僧及甲首、 好幣尤多、 如或未 応与

> う。住持如界、僧真暁について司所と ω いたすべてを横領し、殿堂修理の用に充てなかったとい 寺僧昌順らに盗売され、ば前出慈相寺の田地は、 れ し、さらに歳収約二百余石のうち、寺僧三名の食米を除 欽賜の 田地山塘一五〇余畝が 雞鳴寺 僧正英 らに典売さ 寺僧による寺田の典売は、 とあり、 管事僧與階、 邦らの言によると、 また万暦三十五年正月五日、たまたま本寺を訪れた泰洪 五二一畝のうち九一畝が寺僧によって盗売されていた。 た田地は、再び寺院に返還させることにした。 よって厳しくその責任を追求され、 もし寺荘を盗売、 如意は銀六五両を得たという。 寺僧が勝手に寺荘を奪って私田とする場合が多 僧真暁らは、 僧真暁について同所 住持如界は寺の古木を尽く盗売し、 侵占した者は、 寺僧性暁、 一方同寺僧如意らによっても、 当時さかんに行われ、 如界と共謀して 山木を 盗売 また衡陽寺は常住田 盗売または侵占され 性杰らによって弘覚 管荘僧、 こうした 甲首らに たとえ

きたが、内外両面からの 侵占、 典売あるいは 盗売行為以上、南京寺荘における変化の過程について考察してころがあったのである。

と見えるように、

彼らの行状には甚だ好ましからざると

であったが、結局 し(5)め 従って、 は、 佃戸に直接税糧を納入させるという論議もなされたほど もし 余計な 出費があれば 荘僧に自弁させる ことに 寺荘の経営に大きな支障をきたしたと考えられる。 天界寺高淳荘では、 各寺では寺荘の盤費(所要経費)を最少限に止 経費節約のため荘僧を廃して、

非主則混矣。 以佃戸納税、 則此田似佃戸有也。 索物者必問其主、 而

の条に 況に対して朝廷では、 という理由で、 此。 曹国公欽奉聖旨、天下僧道的田土、 常住田土、法不許売、 とりやめになったのである。こうした状 「欽録集」洪武十五年三月初六日 如似此之人、籍没家産、 法不許買、 僧窮寺

が、ほとんど実行されることなくして明末に及んでいっ 然るに 上述来の さまざまな 史実は、 とも見えるように、 と見え、 之人、問発辺衙、 献家長併管莊人、参究治罪。夫寺観田土、 僧道将寺観各田地、 典売を禁じ、賜田保護の態度を明らかにしている。 また「大明律」成化十三年(1477)の条には 永遠充軍。 僧道寺観の 田土に 関する一切の売 朦朧投献、 田地給還各寺観。其受投 私捏文契、 かかる朝廷の方針 典売者投献 不許典売。

たことを推察せしめるに十分である。

註①前稿・四、寺荘の耕作者の条参照

②「金陵玄観志」巻二石城山霊応観「本部給該観執業鳥竜潭

③前出 「本司查弘覚下院田地湖冊帖文」(万曆十四年) のな

司查出、将性晓性杰追牒、 近因僧性曉性杰、 常管取租供衆。 将田地盗壳、与弘覚等寺僧昌順等。 田地無人看守、呈堂着弘覚寺常

とあり、また「本部箚管絶僧寺産帖文」(万暦三十三年)

には

拾余畝、 慈相寺田、 出典与雞鳴寺僧正英、得銀陸拾伍両 原係欽賜、 先年有僧如意、 将田地山蕩共壱百伍

とある。

「梵刹志」巻五十各寺租額条例「本部箚管絶僧寺産帖文」 (万暦三十五年)に

盗壳、 **黔売引、至山場。** 陸拾壱顆。又毎年所収夏秋租粮約該弐百余石、寺内僧衆通 木、尽数盗砍打。 徐鎮等施捨田地壱百捌拾余畝。 衡陽寺常住、原有国初在碑田地山塘参百肆拾壱畝。 出玖拾壱畝。(中略)今於本年正月初伍日、 随有地方居民泰洪邦等禀称、 果見存有樹根自壱尺以至肆尺囲円、 (中略)管事僧興楷、 共伍百弐拾壱畝零。 住持如昇、将蔭寺古 僧真暁、

耗米、 有脚米、雖路程遠近不等、 **踰額過用、限外不完、即庄僧自己賠費、不得添補。** 夏冬二季、各定限両月、 不准鎖第、 起至交寺止。一応篠用、 「梵刹志」巻五十各寺租額条例「盤費」の条に、 雖大小庄多寡不等、 仍行墩鎖 俱在所議額数中。不得多開名色、 逐日盤費、照庄大小酌定、 而労逸亦適相当。不依定額、即 而寬緊俱已足用。酬労已有耗銀 搬運已 自収租

とある。

等、侵匿入已、並不為修理殿堂之用

共不過参名、

所食有限。其多余者、

皆係如昇及 與楷真晓

⑥前出、天界寺高淳荘「撫院咨覆本部行高淳県定租文」(万 暦三十四年)に 令佃戸扣納也。于費省矣、然而扣納似未易行也。 庄似未易革也、何也、 故今日識、日革管庄之僧、以免侵漁也。于蠶去矣、 当治其暗而廃食則過矣。 以有管庄而後僧之与田始相聯属也 議之曰免僧人之納税、 然而管

とある。

四 むすびにかえて とある。

にあって、没官田が多くを占める寺荘は、他の官田に比 明末に至る 寺荘変化の 過程を 考察してきた。 以上三章にわたって、 官田減半」というきわめて特殊的な特徴をもつ地域 南京寺荘の税役負担を中心に、 「民田全

> れる。 田が、 さまで、 こと、寺僧に至るまで勝手に寺荘を侵占、 して、 るを得ない状況におかれた。しかも官僚、富豪は勿論 たと同様に、寺荘の多くが差役を除いて税糧を負担せざ 勧借米をはじめとする種々の負担を課せられていっ 明初以来税役免除の恩恵を蒙っていたが、 明初の民田全免という大原則に反して、 寺荘の経営は一層困難になっていったと考えら 典売するあり 中期以 恰も民

5 らず、多くの史実は、ことに中期以降において、 に伝えている。 令がほとんど有名無実と化していったことを、 朝廷はかかる状況に対して、 寺荘の売買、典売を禁ずる勅令を出したにもかかわ つねに賜田保護の立 われわれ との勅 場か

ら保護尊敬をうけるに値したかどうかは、きわめて疑問 れていたことが推察され、 南地方に関するかぎり、 妻妾を貯えるありさまで、 の寺僧が非常に裕富で、 であって、寺荘に対する朝廷の方針も、このような観点 から注意してみる必要があるのではなかろうか。 すでに前稿で指摘した林希元の奏上によっても、 しかしながら見方をかえて、当時の寺僧が尽く朝廷か 陽に落髪して僧となっても陰に つの利殖の方法とさえ考えら また軍、 落髪して僧となることが、 民の籍から逃脱した

十分注意しなければならないであろう。たことなどは、寺荘に対する朝廷の方針を考える場合、賊、無頼の徒さらには罪人の避難所の如き観を呈じてい賊、無頼の徒さらには罪人の避難所の如き観を呈じてい

「止給度疏」の一部を引用しよう。今、僧道の激増を知る一つの手がかりとして、倪岳の

十七州、 而衣、 万。以一僧一道、一年食米六石。論之、共該米三百六 十余万。以前各年所度僧道、不下二十万。共該五十余 名。成化十二年、废僧一十万。成化二十二年、 我朝定制、 十余万。可勾京中一年歳用之数。況有不耕而食、 職此之由、若不通査僧道之数、 每県各不過二十名。今天下一百四十七府、二百七 而隱于寺観者、不知其幾何。民食不足、 且又不当本等差役。 一千一百四十五県、 共該額設 三万七千九十 何有紀極。 毎府僧道、各不過四十名。毎州各不過三十 (中略) 其軍民壮丁、 以示再度之禁、 度僧二 府蔵之 私自 不蚕 則

ことに言及し、の特権をもつ遊食の徒の激増であり、林希元もまたとのの特権をもつ遊食の徒の激増であり、林希元もまたとの倪岳のいわんとするところは、いうまでもなく差役免除

游手、利不可言。況又坐享田租、動以千百。富僧淫一僧之利、遂免一丁之差、十年免差、已勾其本。終身

多玷清規。 汙入妻女、丈傷王化。是謂害多于利.

である。 初以来、国家財政の上からも大きな弊害となっていたの初以来、国家財政の上からも大きな弊害となっていたの((3))

関しても、 にわたって行われている。本稿が対象とする南京寺荘に六年、各寺観五〇〇畝(福建)などというように、 再三 洪武年間置買の田土、景泰三年、各寺観六〇畝、成化・されたというが、こうした限田の試みは、正統十三年、 として、寺観田土を制限するという方法が、度々行われ 十五年の 記事によれば、 てきたのである。第二章に引用した「永楽実録」洪武三 れ故に、 絶ち切らないかぎり、寺観の清浄化は不可能であり、そ 従って、 建文中、僧道一人田五畝にかぎることを上奏して許 非生産的階級である僧道の増加を防止する手段 こうしたい 「景泰実録」 わば僧道と田地との悪 虞謙は杭州の 知府で あったと 巻二百七十三景泰七年(1456 循 環 成化十 の輪

遣帰農。寺田止存食用、 余尽給無田小民耕種。 愛惧四也。僧徒遊食、乞定額設、毎寺不過十名、阡、未聞有能災穣救世、惟不耕而食、不蚕而衣、南京 戸科給事中唐澞言、(中略)今僧徒徧処、土

寺田連

(中略)

十二月己卯の条に

七二)十二月己亥の条に

用されたことを、知ることができるのである。 と見えることによって、上述の如き朝廷の限田政策が適 各部議擬行之。

がら、 いう、 でいったのである。 の階層による、絶えざる干渉に耐えながら、 は僧道の増加を防止する手段としての寺観田土の制限と 田(主として洪武年間に賜与された田地)の保護、 かくして明代南京の寺荘は、基本的には、一方では賜 しかも佃戸、富豪、官僚さらには寺僧などの多く 一見相矛盾する如き朝廷の方針のもとにおかれな 明末に及ん 他方で

12 お願いしたい。 本稿における多くの欠陥に対して、大方の御教示を切

註

①前稿・四、寺荘の機能ならびに註三参照

③同じく前稿・五、寺荘の耕作者、並びに註一、二参照

③「皇明経世文編」巻七十七青谿漫藁。

⑤宋元時代には、度牒を支給された僧道も、免徭役の特権を ④同書巻百六十二林次崖文集、荒政叢言疏 奪われ、いわゆる「免丁銭」(徭役を免ぜられた代償銭) を徴収されたが、「洪武実録」巻七十七、洪武五年(一三

給僧道度牒。 時天下僧尼 道士女冠、凡 五万七千二百余

> とあるように、明初、 皆給度牒以防偽濫。 以資国用、号免丁銭。韶罷之、著為令。 僧道には再び免徭役の特権が回復さ 礼部言、前代度牒之給、

⑥「皇明世法録」巻三十九田土、 れたのである。 正統十三年令。各処寺観僧道、 勲威寺観田土の条に 除洪武年間置買田土、

とある

続置者、悉令各州県有司、査照散還於民。

①「大明会典」巻十七戸部四田土の条に 景泰三年令。各処寺観田土、 毎寺観、量存六十畝為業。

とある。

余挠与小民佃納税糧 其

⑧「成化実録」巻二百十成化十六年(1480)十二月己未の条

百畝以下、余取其給之貧民。事下戸部、議従之。 当差良民或無寸土。照丁徵斂。苦不可言。 巡按福建 監察御史徐鏞奏、福建僧寺 田有多 至万畝者。而 乞查寺田、

⑨しかしながら、かかる限田政策が、 ては確認されるにもかかわらず、現実にはほとんど効果を たという事実から、ほぼ確め得るのである。 あげえなかったことを、同一趣旨の勅令が頻繁に発令され 朝廷の基本的態度とし

別 表 (その1)

ı	0.5.2.0 0.0.8.7.7	-	4.5.5.8	1	9.2.1.1	54.7.8.2	105. 1. 0	田語	施拾	
0.0.6.9.0	100	ı	1	ı	160.0.0.0	1	2297.6.0	邁洲	采石蘆	
0.0.3.6.3		0.1.0.6	1	ı	33.7.0.8	98.4.1.6	925.7.3	光柱	靖安	
0.1.8.0.0	_	0.5.0.0	210.7.4.8	1	665. 4. 4. 3	1-	3459. 4. 8	并	亭 遍	
1		0.4.5.0	ı	1	1	1744. 2. 2. 2	3876. 0. 5	本	溧陽	
0.0.6.5.1		0.3.2.3	28. 9. 7. 7	1	110.7.4.6	549. 2. 6. 1	1700.6.5	松	遊遊	天界寺
0.0.6.7.4	_~	0.1.2.3	1	1	33. 8. 5. 7	62. 0. 0. 5	501. 8. 3	土	散甲	
0.0.5.3.8		0.2.7.0	1	I	206. 4. 4. 5	983. 9. 5. 2	3648.9.7	出注	市 部	
0.0.3.2.1		1	1	ı	72.0.0.0	1	2238. 0. 3	深部記	陳橋茄地洲	
0.2.3.2 0.0.5.7.7		0.2.3.	I	1	75.7.3.9	306. 8. 5. 1	1308. 8. 6	看往	桐 橋	
3 0.0.6.7.0	CLD	0.2.0.3	1	i	145.6.0.7	439. 5. 9. 1	2167.0.9	注注	悟 真	
0.0.5.2.0		1	50. 0. 0. 0	I	64.0.0.0	1	1220.2.0	茎	+ >	
0.1.4.0.0		1	1	1-	16.5.2.5	ı	118.0.3	光田	白水點	
0.1.2.9.0		1	13. 8. 4. 4	1	31.0.0.7	1	239. 6. 5	H	营物	
0.0.5.7.0		1	18. 2. 9. 7	1	96.2.5.0	I	1693.0.6	へ	漢水	
1 0.0.4.3.5	-	0.1.2.1	1	1	533. 1. 0. 1	1483. 3. 3. 0	12246.3.6	紅荘	安 西	
4 0.0.5.4.4	1 Di	0.1.9.4	307. 9. 7. 1	422.9.7.6	496.1.3.2	石斗井台1773.0.0.3	成分。 9111.5.0	并	婚東	靈谷寺
NAME OF THE PARTY		大部分部分	寺院→政府	寺院→政府	耕作者→寺院	耕作者→寺院耕作者→寺院	画 賀	以	4	松
		11世世出	百被競	百极米	祖 銀	A 米				

別 表 (その2)

1			盤米	租銀	官粮米	官粮銀			無畝官	毎畝官	官根の対租額比	和額比
华	带 注 名	面荷	耕作者→寺院耕作者→寺院	耕作者→寺院	寺院→政府	寺院→政府	策	毎	強	遊館	*	鍛
報恩寺	歳 子 荘	5859.7.3	石斗井合1542.6.3.0	国级分型	1	l I	五斗升台	向 減 分 風 参 0.0.2.6.5	1	H F F II I	1	₂ I
í.	滅 真 荘	3087.7.4	524. 6. 9. 5	196. 5. 7. 7	ľ	185.5.5.7	0.1.6.9	0.0.6.3.3	1	0.0.6.0.0	ı	94
雞鳴寺	小梅子洲	940.4.0	1	47.2.0.0	ı	1	1	0.0.5.0.0	1	ı	ı	1
50000	接生子洲	514.3.0	ı	25.7.1.5	1	20.5.7.4	1	0-0.5.0.0	ı	0.0.4.0.0	1	80
	鄭 魚 洲	786.0.0	1	43.2.3.0	i	I	ı	0.0.5.5.0	1	1	ı	ı
	大梅子洲	1558.0.0	ı	70.1.1.0	ı	1	I	0.0.4.5.0	1	1	1	ı
能仁寺	梅子光	801.7.0	143.7.1.0	23.8.4.4	ı	1	0.1.7.9	0.0.2.9.8	1	ı	1	1
	節 魚 洲	1283.3.3	1	77.0.0.0	1	1	1	0.0.6.0.0	1	1	1	1
棲霞寺	黄城木蘆等圩	1474.0.0	234.7.7.3	95.1.9.5	1	25.8.5.0	0.1.5.9	0.0.6.4.5	1	0.0.1.7.4	1	27
	摂山圩併施捨	394.4.8	158.2.7.8	27.6.5.4	ı	8.4.6.3		0.4.0.1 0.0.7.0.1	1	0.0.2.1.5	1	31
	施捨田地	550.2.6	151.2.4.3	23.1.2.6	1	19.9.0.3		0.2.7.5 0.0.4.2.0	1	0.0.3.6.1	1	86
弘覚寺	蓮花等圩	666.1.5	145.6.2.3	24.7.9.9	1	2.8.0.0	0.2.1.9	0.0.3.7.2	1	0.0.0.4.2	14	ㅂ
	東圩併施捨	213.8.6	76.6.8.9	12.2.4.4	ı	1.4.7.6	0.3.5.7	0.0.5.7.6	1	0.0.0.6.9	8.7	12
静海寺	盤槐畊寺前房	203.0.2	48.9.1.2	49.3.3.2	1	1	0.2.4.0	0.2.4.7.0	ı	1	1	1
	施捨田地	222.6.5	79.8.9.0	11.1.1.8	1	5.7.5.4	0.3.5.8	0.0.5.0.0	i	0.0.2.6.0	10	52